

た。他方財政の赤字は増税を主因にかなり圧縮され、1~8月間の中央銀行対政府信用供与額は272百万バーツ（前年は上半期中のみで408百万バーツ）、9月末の銀行券流通高は5,598百万バーツと、年初来114百万バーツの微増に止まり、貿易の出超と財政赤字から572百万バーツの増発をみた前年同期と著しい対照を示した。そのため、前年中かなり顕著な騰貴をみた生計費指数も、この間わずか3%の上昇をみたに過ぎず（前年同期上昇率10%）、同国物価事情に安定傾向がうかがわれるに至つた点が注目される。

(3) 豪 州

昨年7月以降11月までの貿易収支は、輸出382.6百万豪ポンド、輸入307.4百万豪ポンド、差引75.2百万豪ポンドの大幅出超を記録し、前年同期における36.1百万豪ポンドの入超に比すると、貿易収

支の好転は極めて顕著なものがある。輸出は前年同期に比し、68.7百万豪ポンドの増加となつたが、これは羊毛および小麦の輸出増加がその主因であり、一方輸入も、昨年7月の輸入制限の効果が現われ、前年同期に比し42.6百万豪ポンドの減少となつた。

同期間における羊毛輸出は、数量（513百万ポンド）、金額（158.9百万豪ポンド）ともに前年同期を上回つており、英國、イタリア、日本、ベルギーに対する輸出増加が著しい。

羊毛相場が引き続き堅調を続いているところからして、本年度の国際収支は、1953~54年度以来はじめて均衡を回復しうるものと予想されている。しかし連邦銀行保有外貨準備は、依然として3億豪ポンドを下回るという低水準にある。

海 外 経 濟 要 錄

米 国

中東に関する特別教書

アイゼンハウア大統領は、1月5日議会に対して恒例の年頭教書に先立ち、中東に関する特別教書を送り、中東に対する援助の強化ならびに米国軍隊使用権限の付与を要請した。すなわち、最近における中東の新しい危機的段階は、国際共産主義の中東支配の欲求に起因するものであると断定し、国連が国際共産主義への対抗という点で十分に活動しえない現状にかんがみ、自由世界を守りかつ国連の目的を援助するために、次の4項目よりなる特別措置の承認を議会に求めた。

1. 中東地域の一国または国家集団に対し経済援助を与える権限。
2. 中東地域の一国または国家集団に対し軍事援助を与える権限。
3. 国際共産主義からの公然たる武装侵略に対し、米国の援助を要請する国の領土保全および政治的独立を守るために、米国軍隊を使用する権限。ただしこの行動は、国連の行動または勧告に沿つたものであり、かつ安理会の権限に従うものであること。
4. 上記援助のため1958、1959両会計年度において、各年

2億ドルの資金支出権限。

一般教書 (State of the Union Message)

1月10日議会に送られた一般教書(年頭教書)において、アイゼンハウア大統領は本年度の政府の内外政策の基本方針を明らかにし、対外的には国際共産主義の脅威を、対内的にはインフレ防止の必要をそれぞれ強調したが、その概要是次の通りである。

1. 対外政策

- (1) 國際共産主義の脅威に対抗するために、自由諸国はその団結を強固にし、かつ十分な軍事力と集団安全保障を維持せねばならぬと述べ、その基礎として自由世界内部における経済的繁栄と生活水準向上に努力すべきであり、これが目的達成のために、総合的対外援助の推進ならびに国際貿易協力機構への加入を要請している。
- (2) 空中査察および軍縮は、永続的平和実現の基礎であり、米国はこれらの協定締結に対し、常に積極的であつたとともに、今後とも努力を続けることを強調、さらに核兵器（大気圏外誘導弾および人工衛星などを含む）の制限、相互管理に対しても、これを目的とする協定に応する用意があることを示唆したことは注目される。

2. 対内政策

- (1) 米国は現在前例のない経済的繁栄の絶頂に立つてい

るが、今後引き続き強力かつ安定した経済の発展を維持するためには、インフレ阻止が最も必要であり、このために放慢な政府支出は当然慎まねばならぬと同時に、私企業の目先きの利益のみを追う価格の引上げや、生産性を上回る不当な賃上げは極力避けねばならぬとして、国民の協力を強く要望している。

(2) また安定した経済の発展にとつては、時代によく適応した能率的な金融制度が不可欠であるとして、これら制度確立のため、有能な市民 (able and qualified citizens) により構成された金融制度調査会を創設すべきことを提案したことは注目される。

(3) その他の具体的な政策については、その詳細を後に提出される予算教書、その他の特別教書および特別勧告などに譲っているが、とくに本教書において具体的に触れているのは、水利開発、学校建設、学級増加、市民権の強化、弘報機関の拡充、移民法の改正、ハンガリア難民の保護などである。

1957年第1・四半期の設備投資見通し

1956年におけるブームの支柱となつた設備投資は、年間349億ドルと、1955年実績の283億ドルを20%以上上回つたものと推定されているが、今後の設備投資動向については、金利高、資金難さらには資材面のあい路などより、投資計画の繰延べないし見送りを懸念するものも現われるに至つた。しかしながら、12月央に商務省および証券取引委員会が取りまとめた予想によれば、1957年第1・四半期の設備投資予想額は、年率380億ドルと前年同期比16%増となつておらず、前年同期における増加率28%には及ばぬものの、引き続き上昇傾向を示している。

57年第1・四半期の設備投資予想額は別表の通りであるが、このうち特に注目すべき点は、製造業部門が依然としてその大半を占めていることは当然としても、耐久財部門がわずかながら減少しているのに対し、非耐久財部門および電気・ガス事業部門が増加していることであり、耐久財部門投資が56年中におおむね一巡した結果、57年の設備投資の重点が漸次非耐久財部門、電気・ガス事業、鉄道などに移行する気配を示しているものとみられる。

新規設備投資支出 (1953~1957)

(単位 億ドル)

	1953年	1954年	1955年	1956年	1956年				1957年 1~3月
					1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	
製造業	119.1	110.4	114.4	149.3	134.5	146.5	157.8	164.1	164.6
耐久財	56.5	50.9	54.4	75.7	65.7	73.8	82.0	83.9	81.8
非耐久財	62.6	59.5	60.0	73.6	68.8	72.7	75.8	80.2	82.8
鉱業	9.9	9.8	9.6	12.3	11.3	12.8	12.6	12.8	12.2
鉄道	13.1	8.5	9.2	12.6	12.5	12.2	12.0	13.4	15.4
その他運輸業	15.6	15.1	16.0	17.5	16.5	16.3	17.9	19.4	18.6
公益事業	45.5	42.2	43.1	48.2	45.6	46.1	50.8	48.7	54.0
商業およびその他	80.0	82.3	94.7	109.2	107.8	111.0	107.6	114.9	114.8
合計	283.2	268.3	287.0	349.2	328.2	344.9	358.7	373.3	379.6

注 (1) 1956年、同10~12月、1957年1~3月の各計数はいずれも推定。

(2) 四半期計数はいずれも季節調整済年率。

資料 Survey of Current Business, Dec. 1956.

欧州諸国

英国の米国輸出入銀行よりの借入れ

英国はスエズ運河途絶に伴うドル支出の増大、ポンド信用の低下に対処して、12月10日 IMFより13億ドルにのぼる信用供与を受けることとしたが、12月21日さらに米国輸出入銀行より5億ドルのクレジット・ラインの設定を受けたことが発表された。その大要は次のとくである。

- (1) 金額……5億ドル
- (2) 使途……石油、石炭、タバコなど米国よりの買付代金
- (3) 借入れの時期……今後1年の間必要なとき随時
- (4) 金利……4½%

(5) 担保……英國政府保有の米ドル証券

(6) 返済……実際の引出時より3年間置き、以後半年ごとに9回の分割返済（最終償還まで7½年）
中東動乱後の英国のドル収支悪化は、貿易面では月約5千万ドルと見込まれており、この点からすれば、上記のごときクレジット・ラインはかなり多額なものとみられるが、最近の金ドル準備の減少は、ポンド信用の低下によるロンドンからの資金引揚げという心理的要因によるものがあつただけに、その点でどの程度の効果をあげるかが注目されるところである。

西ドイツの公定歩合引下げ

レンダー・バンクは、1月10日公定歩合を0.5%引下げ、(割引歩合4.5%, 貸付歩合5.5%) 11日から実施した。今

回の措置は、すでに昨年末予想されていたものであるが、その目的は (1) 景気鎮静にかんがみ、金融引締めの圧力を若干緩和するとともに (2) 高金利による外資流入を抑制し、(3) 高金利と金利先行き見通し難のため、不振の状態にある資本市場を振興することを企図したものといわれる。引下げの幅が 0.5% と小幅にとどまつた理由は、賃金の依然たる上昇、再軍備進ちよく、年金制度改革による財政支払の増加、外貨買取資金流出など不安定要因を考慮したものとみられ、一般にも急激な引締政策の転換は危険として、これを是認する向きが多い。

今般の決定は、エアハルト・シエーファー両相列席のもとに行われたが、席上、懸案の公開市場操作のために平衡請求権を大蔵省証券と交換しうる限度を、従来の20億マルクから30億マルクに引上げる件につき、レンダー・バンクと政府との間に合意が成立したため、支払準備率の引上げは差当り見送られることになった。この問題は政府側が限度引上げの前提として、レンダー・バンクの公開市場操作による収入金を財政の必要に応じて政府預金に振込ませる権限——いわゆる介入権 (Selbsteintrittsrecht) を要求したため難航していたもので、今回も激論の末、結局政府側が介入権を放棄したものである。

同行は今後市中流動性の増加に対し、公開市場政策を積極的に活用するものとみられる。今般の措置とともに、輸出手形の再割についても改正が行われた（振出日を従来の契約時より船積日に改める）。なお市中貸出金利は 0.5%だけ引下げられたが、預金金利の決定までには若干の時日を要する模様である。

アジアおよび豪州

パキスタン、最近の貿易政策

パキスタンにおける貿易政策としては、輸出面における工業製品の輸出振興を中心とする報奨制度と、輸入面における開発資材ならびに必需消費財以外の品目に対する輸入制限策とが、その代表的なものとして挙げられる。

まず輸出報奨制度は1954年6月創設され、従来対外的に市場をもたなかつた新しい輸出品目（そのねらいは原料よりもむしろジュート製品、綿製品などの工業製品）の輸出振興の目的のため、これら品目を輸出した業者に対し、輸出金額の一一定額まで通常輸入の別わくとしての輸入ライセンスの下付を認めようとするものである。この制度は10月改正され、さらに1年間延長実施されることとなつたが、現行制度による輸入ライセンスのわくとしては、(イ) 原料輸出の場合は輸出金額の15%まで (ロ) 工業製品の輸出の場合は25%まで (ハ) 工業製品の輸出で原材料の輸入依存度の高い場合は40%まで（従前は(ロ)(ハ)ともに25%まで）となつていて。

一方輸入抑制策としては1年を2期に分け、期初もしくはその直前に期中の輸入方針として、許可品目のリストの発表が行われる。この許可品目の範囲は、原則として経済開発用資材（最近では必要な工業用原材料も含まれる）、および国内にて自給の困難な必需消費財に限られ、相当厳しい制限策がとられている。毎期必要に応じ、若干の品目については削除または追加が行われる。1957年上半年（1～6月）の輸入方針は12月中旬発表を見たが、これによれば期中の許可品目数は193品目（うち生ゴム、羊毛などの23品目は工業需要に限られる）で、今回においては、前期に新しく許可品目に追加された毛糸、毛織物および在来からの許可品目である農業用種子など合計18品目が削除され、新たに工業需要のための牛脂、綿糸など4品目の追加をみた。ただしこのリストには数量並びに金額の表示はないので、その輸入規模は判然としない。なお同時に人絹糸の輸入についても、輸出製品の製造に使用されるものに限り許可することと改める旨発表されたが、従来同國の人絹織物の輸出はほとんど皆無であり、したがつて、同措置が実施に移されることとなれば、今後わが国よりの人絹糸の輸出は少からず阻害されることとなろう。

インド・第2次5か年計画の農業増産目標改訂

昨年3月終了した第1次5か年計画は、食糧増産に重点を置き、この間異常な豊作もあつて、計画初年度の著しい食糧輸入 4,793千トンを、最終年度には 432千トンに著減せしめる効果を収めた。かかる事情から政府は、第2次5か年計画において、食糧などの農業生産に対し、むしろ控え目の増産目標を設定し、鉱工業、運輸通信などの開発による工業化を重点視した。

しかしながら、昨年11月末の農産物価格が前年同期に比し 30.9% と、同期間中の一般物価の 18.9% の騰貴を大幅に上回る上昇を示していることからうかがわれるごとく、昨年を通ずる食糧を中心とした農産物価格の異常な上昇傾向などにかんがみ、計画委員会においては、中央および州政府と農業増産目標の引上げなどにつき検討協議中であつた。

準備銀行月報（1956年12月号）によれば、昨年11月食糧を中心とした農業生産目標を改訂し、第2次5か年計画期間中の増産率を、食糧生産においては当初の 15.4% から 23.7%，農業生産全体も当初の 17.8% から 27.6% に、それぞれ大幅の引上げを企図することになった。

第2次5か年計画の増産目標

	単位	1955～56年度生産		改訂後
		当初	改訂後	
食 糧	百万トン	65.0	75.0	80.4
油糧種子	"	5.5	7.0	7.6
甘 蔗	"	5.8	7.1	7.8
綿 花	百万俵	4.2	5.5	6.5

シート	〃	4.0	5.0	5.5
計		84.5	99.6	107.8

なお以上のように、増産目標を引上げたにもかかわらず、農業開発支出所要額は、とくに改訂を要しないものとしている。いずれにせよ、このような措置は、第2次5か年計画の開発支出規模自体の引上げと並んで、同計画の大きい修正とみられる。

インドの開発支出引上げと増税措置

インドでは中東動乱以来、鉄鋼、機械など昨年4月から開始せられた第2次5か年計画の推進に必要な資本財などの輸入価格上昇傾向にかんがみ、関係各省で同計画に与える影響を検討中であつた。昨年12月開催された国家開発委員会において、第2次5か年計画中の政府開発支出予定480億ルピーを50億ルピー程度増額して、約530億ルピーに引上げることを決定した。

このような開発支出の引上げを決意するに至つたのは、前記のごとき資本財などの輸入価格上昇に加えて、国内価格も漸騰傾向(たとえば、1956年11月の御売物価指数は前年同期に比じ18.9%の上昇)を示しているためとみられる。いずれにせよ、第2次5か年計画発足早々にしてかかる増額を断行したことは、蔵相が先般国会において「5か年計画を6か年間に延長することは敗北主義である」と言明したことによつてもうかがわれる通り、政府当局の経済開発に対する熱意の一端を示すものといえよう。

かかる情勢下、蔵相は最近の保有外貨の著減などの国内経済の動向をも勘案して、増税法案を突如国会に提出、12月下旬を通過した。同法案の主なものは、資本利得税の復活、配当付加税、關稅および消費稅の引上げである。さらに今回の増税措置と並んで注目されるのは、配当付加税の引上げに伴い、高率配当が一般に抑制されるとの見通しから、企業の内部留保が高まると期待されるので、これが適正なる支出を行わせるとの見地から、内部留保の一部を準備銀行に預託せしめて、政府が妥当と認める使途に向かれる場合に限り、払出を認める措置を断行したことである。がくて關稅および消費稅は法案成立後即日、その他の増税および内部留保に対する措置は本年4月以降実施に移され、年度間にして約160百万ルピーの增收を期待している。

しかしながら、前記增收効果は、第2次5か年計画中ににおける中央政府のこれまでの年平均增收見込額約10億ルピーからすれば、極めて小さいことが見のがせず、昨年末の国家開発委員会でも、増税をさらに強化する必要をも認められたと伝えられるので、今回の増税措置は、近く行われる予定の総選挙もあり、極めて控え目のものといえよう。

タイの貿易事情と政府の対策

タイの1956年上半年貿易は、輸出 3,327 百万バーツ(前

年同期 3,581 百万バーツ)、輸入 3,845 百万バーツ(同 3,356 百万バーツ)で、差引 518 百万バーツの入超を示した。輸出の不振は日本の米穀買付け減を主因とし、輸入増加は前年9月の輸入統制緩和により、繊維品を中心に消費財の輸入が著増したことを反映したものである。しかるに同国中央銀行の金および外貨保有高は、この間かえつて 55 百万バーツ増加し、9月末には 6 月末をさらに 85 百万バーツ上回る 4,354 百万バーツに達したが、これは米国援助に支えられたものとみられている。

かかる事情から、政府は12月米穀輸出に関する政府納付金を改訂し、上中級米については引下げ、碎米については引上げを行つた。これは近時碎米の名をかりて上中級米の密輸を行う例が少なくないところから、國際市況に即応して、上中級米輸出に際しての業者負担を軽減することにより、その輸出振興を図つたものとみられている。

他方輸入に関しては、元来政府は国内工業を育成して、工業製品の自給化を推進することにより輸入を減少せしめる方策を採つており、その現われとして、1956年中に 2 回にわたり産業奨励法に基く育成業種の指定を行つたが、セメント、紙など必需品にしてかつ國產原料による生産の可能な商品の製造業が優先的に取り上げられた。さらにこれと併行して国内産業保護のため、同年中に麻袋、ゴム靴など 10 数品目が新たに輸入許可品目に指定されたが、かかる施策については、独占企業發生の可能性ならびに国際競争力養成の困難性を指摘する向きもある。

マレーの予算案発表

このほどマレー、シンガポールの1957年度(1~12月)予算案が発表されたが、いずれも赤字予算であり、1955年がゴム、錫などの価格高騰により、全体として經濟的に潤つたのに対し、1956年はスエズ閉鎖など國際的緊張はあつたものの、前年ほどの好況に恵まれず、1957年もあまり期待できないとの見方が強いのであるが、両政府とも増税による歳入の增收を図つている点で、例年以上に予算審議が難航するであろうとみられている。予算案の大要は次のとくである。

	マレー連邦		シンガポール	
	1957年度	1956年度	1957年度	1956年度
歳 出	797.5	793.9	252.7	231.1
歳 入	688.8	744.1	217.8	208.4
収 支	-108.7	-49.8	-34.9	-22.7

歳入について、マレーは、個人所得税の免税点引下げ、および同税率の累進率引上げ、ならびに自転車、繊維品などに対する關稅の引上げで、36 百万海峡ドルの增收を見込み、シンガポールもまたほぼ同様な措置を予定している模様である。他方歳出についてみれば、マレーでは、緊急事態費が 134 百万海峡ドル(前年度 138 百万海峡ドル)に及

んで引続き首位を占め、シンガポールでは、教育費が58百万海峡ドル（同46百万海峡ドル）と、歳出の約30%に達している。

マレーにおける最近のゴムおよび錫事情

シンガポールのゴム相場は、1956年1月末には前年の好況を持ち越して、RSS 1号1ポンド当たり107海峡セントであつたが、その後5月末には72海峡セント、8月には再び1海峡ドル台を突破、と激しい波乱をみせ、年末近くには、スエズ閉鎖とインドネシア政情の不安定による同国からのゴム輸入減を見込んで、110海峡セント台で推移した。同年1~10月中旬のマレーのゴム輸出は806千トン（前年同期889千トン）で、好況時の前年に比すれば減退しているが、1951年の朝鮮動乱時と前年に次いで、戦後3番目の輸出記録であつた。輸出先については、英國が192千トンと前年に引き続き首位を占め、次いで米国134千トン、西ドイツ62千トン、日本59千トンの順であり、期待されたソ連の買付けは13千トンにとどまつた。

錫相場も、1956年中激しい変動のうちに推移した。すなわち6月1日と7月3日には、1ピグル当たり363.5海峡ドルの最低値を記録したが、11月2日には422.75海峡ドルと年間の最高値を示した。これをトン当たり英ポンドに換算すれば、最低値は約713ポンド、最高値は約829ポンドであつて、国際錫協定の緩衝在庫買および売出動価格720ポンドおよび800ポンドをはみ出すほどの変動であつた。しかしその後はスエズの停戦、欧州の石油不足による工業生産の低下見込み、英政府の錫放出計画などを反映して、相場はじり安に推移した。1956年1~11月中旬の錫輸出は68千トン（前年同期は66千トン）で、主なる輸出先は米国38千トン、日本7千トンなどであつた。

インドネシアの1956年1~7月中の貿易状況

インドネシアの1956年1~7月の貿易についてみると、輸出は5,412百万ルピア（前年同期比10百万ルピア増）、輸入は5,836百万ルピア（前年同期比2,220百万ルピア増）で、収支じりは前年同期の1,361百万ルピアの出超から、一挙に424百万ルピアの入超にまで悪化した。これをさらにインドネシアの外貨収支と関係のない外国石油会社の取扱分を除いてみると、輸出は4,046百万ルピア（前年同期比5百万ルピア増）、輸入は5,446百万ルピア（前年同期比2,249百万ルピア増）で、収支じりは同様に前年同期の844百万ルピアの出超から、実に1,400百万ルピアの入超となつた。

しかし1955年はゴム、錫など原始生産物価格の好況に恵まれたため輸出額が伸張したのであり、1956年がほぼ前年と同程度の水準を維持し得たことは、前年下半期の価格面の好況を持ち越したことによるものであつて、1954年同期に比すれば、輸出は極めて高水準を維持したといふるで

あろう。ちなみに主要輸出品たるゴムの輸出額は2,158百万ルピア（前年同期2,245百万ルピア）に達しているが、そのジャカルタにおける1キロ当りの価格についてみると、1956年1~7月の各月末の平均価格は8.37ルピアで、1955年同期の平均11.72ルピアを下回るが、1954年同期の平均5.54ルピアに比すれば、なお相当の高値であつたといえよう。

一方輸入増加の要因としては、前年同期が全般に引締策がとられていた関係で縮小していたことにもよるが、前年の米の不作による1956年第1・四半期における食糧輸入の増大、経済開発用の機械類の輸入増、開発インフレに伴う民生安定用必需物資の輸入増加などによるものであつた。

フィリピン・1956年1~8月中の貿易状況

フィリピンの昨年1~8月中の貿易は、輸入670百万ペソ（前年同期比52百万ペソ減）、輸出592百万ペソ（前年同期比40百万ペソ増）で、収支じりは前年同期の170百万ペソの入超から、78百万ペソの入超へと著しい改善を示した。これは輸入面で、年初来非必需品を中心として大幅の輸入制限が行われたことと、輸出面で前年同期に比して輸出価格が1.3%上昇し、輸出量が6%増加したことによるものである。

輸入についてみると、消費財、原材料が減少しているのに対して、資本財が増加していることが注目され、品目別では機械類の増加（前年同期比56%増）、繊維製品の減少（前年同期比38%減）が著しかつた。

輸出についてみると、主要輸出品10品目（コプラ、砂糖、木材、マニラ麻、ココナット油、鉄鉱石、乾燥ココナット、クローム鉱、銅精鉱、ペインアップルかん詰）の合計は515百万ペソで、前年同期（492百万ペソ）を5%上回っているが、総額に対する割合では前年が90%を占めたのに対し、87%に微減している。品目別ではとくに砂糖が不振であつたが、コプラ、マニラ麻、銅の輸出が好調であつた。

貿易相手国別では米国が輸出の55%、輸入の59%を占めて依然第1位であつたが、総貿易額に占める比率では60%を割つており、これは1919年の米国領有以降、日本の占領期間中を除いて初めてのことであり、注目されている。また日本は総額の20%を占めて第2位であるが、輸出入とも前年同期に比してそれぞれ22%、19%の増加を示し、西欧諸国との貿易は絶対額では少ないが、伸張率ではそれぞれ前年同期を48%、42%上回るめざましいものであつた。

中共の貿易近情

中共の発表によると、1950年を100とする貿易指数は1954年に輸入209、輸出199、総額204、1955年に輸入286、輸出244、総額265を示した。1954年の総額は以前の発表によると8,486百万元（約3,446百万米ドル）であるので、1955年の総規模は11,024百万元（約4,477百万米ドル）

と推計される。また輸入と輸出の増加率にかなり大きな較差があることからみて、近年の貿易じりは入超と推察される。

さらに貿易の商品別構成に関し明らかにされたところによると、1950年に比し1955年には輸入面で生産財が89%から94.5%に増大したのに対し、消費財が11%から5.5%に減少、輸出面では工業製品が15.4%より40.4%に著増した反面、農産物が84.6%から59.6%に低減を示している。

一方米国の発表によると、自由世界の対中共貿易額は1954年の669百万ドルから、1955年には805百万ドルに増大し、また貿易じりは1954年81百万ドル、1955年179百万ドルと、ともに中共の輸出超過を示した。かかる中共の自由諸国に対する貿易の傾向は、1956年中にも続いたものとみられるが、いま主要諸国との貿易実績を、同年上半期のみにつき前年同期と比較すれば、中共側の輸入相手国として日本、エジプト、セイロンの進出、香港の後退が著るしく、輸出先としては香港、西ドイツ、マレー、インドネシアなどが増大を示し、総額においては香港の首位は動かず、以下日本、西ドイツ、英国、スイス、セイロン、マレー、エジプト、インドネシア、フランス、ベルギー、イタリア、インド、オランダ、フィンランドの順となり、この15カ国を合すれば中共の輸入138百万ドル、輸出262百万ドルで、124百万ドルの出超となり、前年同期に比し前者17%、後者25%の著増を示している。

中共の5か年計画達成状況

中共の1956年中の鉱工業生産は、第1次5か年計画で定められた最終年度目標を4%突破して558億元に達し、前年に比し110億元、約25%の増大となつた。重要品目につき年間の生産実績を示せば、銑鉄4,630千トン、鋼塊4,350千トン、鋼材3,600千トン、石炭105百万トン、綿糸5,100千梱、綿布138億尺となつていている。

一方基本建設計画の達成状況は、文化関係部門がすこぶる不振であるため、全般的な達成率は良好といい難いが、重工業などの重点部門は比較的順調に進み、一部には当初計画を大幅に繰上げて達成したことが報じられている。いま断片的ながら過去4年間に達成された主な成果を示せば、次のとおりである。

鉄鋼一 鞍山において熔鉢炉5基が機械化高炉への改造を終つて出銑を開始、また第2製鋼工場の改造、継目無鋼管、第2圧延両工場の新設も完成した。

電力一 大型発電所計画69単位のうち、すでに63単位が着工され、このうち32単位は竣工もしくは一部送電を開始した。これにより発電能力は4年間に70%増加した。

機械一 自動車、船舶、大型工作機、発電機、精密電気計器、紡織機器などを製造する重要工場33が完成した。

紡織一 5か年間に新設する予定の58工場のうち38工場が

完成、綿業の全設備は紡機681万錠、織機18万台となつた。

鉄道一 56年11月末までに新設された幹支線は30本、4,104杆で、すでに5か年計画の目標を突破した。完成された主要幹線には集寧・二連線（内蒙）、豊台・沙城線（華北）、黎塘・湛江線（華南）、藍村・烟台線（華北）、成都・宝鶴線（華中）、鷹潭・廈門線（華南）があり、このほか蘭州から新疆省に伸びる鉄道もすでに40%を終つて蘭州から963杆の地点に達した。

英・豪新貿易協定の調印

英國政府と豪州政府は11月12日両国間で、1932年のオタワ協定に代る新貿易協定が調印せられた旨発表した。豪州は（1）連邦特恵制度からうける恩恵が、オタワ協定成立当時に比し豪州側に不利になつていてこと（2）英國が豪州小麦の買付けを減らしていることなどの理由から、オタワ協定および英國の貿易政策に対し不満をいただき、すでに6月の英連邦首相会議においてその改訂を要求していたものである。

新協定の主要な内容は（1）1932年のオタワ協定を廃止する（2）英國政府は豪州品（主として羊毛、農産物、酪農製品）の輸入について特恵待遇を現行通り維持する（3）英國政府は毎年75万トン豪州小麦および小麦粉を輸入する（4）豪州政府は英國製品の輸入関税率を変更することができるが、重要商品については次にあける最低限度の特惠関税率を保証するものとする。（i）原材料、機械設備などについては、特恵税率と一般税率の差7½%、（ii）（iii）以外の商品については、現行において特恵税率と一般税率の差が10%以下の場合には7½%、10%以上の場合には10%などである。

本協定の日本に対する影響をみると、従来の特恵税率と一般税率の差がおおむね12½%～17½%であり、また日本の主要輸出品については、さらにこの平均水準を上回つてるので、これが今回の協定による最低限7½%～10%にまで縮小されるならば、現在一般税率の適用をうけている日本製品の対豪輸出競争力はかなり強まるものとみられ、戦後豪州に対しては慢性的な輸入超過となつてゐる日本にとっても、本協定は少ながらぬ意義を有している。

もつとも一般税率の引下げは、各国との貿易協定締結の際個々の商品について行われるものとみられ、現在中断されている日・豪貿易会談再開後の豪州側の態度が注目されている。